

令和7年7月24日

関係者 各位

ご 回 答

横浜市中区住吉町4-45-1
関内トーセイビルⅡ 7階
弁護士法人仁平総合法律事務所
株式会社FJネクスト及び三信住建株式会社
代理人
弁 護 士
弁 護 士
弁 護 士

冠省 令和7年7月17日付けの「「土壌汚染等の公開質問状の『ご回答』に対する再質問及び要請書」に係る「ご回答」に対する再質問（その2）」対し、下記のとおり、ご回答申し上げます。

草々

記

- 1 再質問1の回答に対する質問へのご回答
ご回答申し上げましたとおり、令和7年6月29日付の公開質問状に対するご回答は、令和7年7月3日付の回答書記載とおりです。貴殿らの「理解」に関する当方の見解を申し上げることは差し控えさせていただきます。
- 2 再質問2の回答に対する質問へのご回答
ご回答申し上げましたとおり、他意はございません。
- 3 再質問3の回答に対する質問へのご回答
ご回答申し上げましたとおりです。貴殿らの受け止め方に対する当方の見解を申し上げることは差し控えさせていただきます。
- 4 再質問4の回答に対する質問へのご回答
菅野氏の現地踏査に関しては、ご回答申し上げましたとおりであり、それ以上の見解はございません。
- 5 再質問5の回答に対する質問へのご回答
当方としては、回答の必要性がないものと思料いたしますので、ご回答は差し控えさせていただきます。その理由についても同様です。
- 6 要請事項1に対する回答への質問へのご回答
当方としては、回答の必要性がないものと思料いたしますので、ご回答は差し控えさせていただきます。その理由についても同様です。

7 要請事項2に対する回答への質問への回答

面談のご要請に対する当方としてのご回答は、既にご回答申し上げましたとおりです。当方として、必要性がないと考えるのは、現在までの状況を総合的に勘案した結果であり、それ以上の理由の説明については、ご回答を差し控えさせていただきます。

また、再度のご要請についても、既にご回答申し上げましたとおり、現時点においては、当方としては、その必要性がないものと考えておりますので、ご要請に応じることはできません。

以 上